

今月の注目

パワハラ防止法(労働施策総合推進法)

パワハラ防止法完全施行

令和4年4月1日からパワハラ防止法(労働施策総合推進法)が完全施行されました。

パワハラの法律上の定義

- ①優越的な関係を背景とした言動
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③労働者の就業関係が害されるもの

①②③の要素全てを満たすものが「パワハラ」と定義されています。

パワハラ防止指針(判断する要素の例)

身体的な攻撃

精神的な攻撃

人間関係から
の切り離し

過大な要求

過少な要求

個の侵害

<事務所より>

4月より週1日、福島市にある「街角の年金相談センター」に年金相談員として正式に勤務いたします。週に1日ではありますが、その日はお昼休みを除き終日電話にできることができません。(携帯電話自体持ち込むことができません)折り返しご連絡いたしますので、着信を残していただけると幸いです。

詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい

 えとう社会保険労務士・行政書士事務所

田村市船引町東部台三丁目4 3番地 ☎ 0247-82-6265
<https://www.eto-srgs.com/> Mail: info@eto-srgs.com